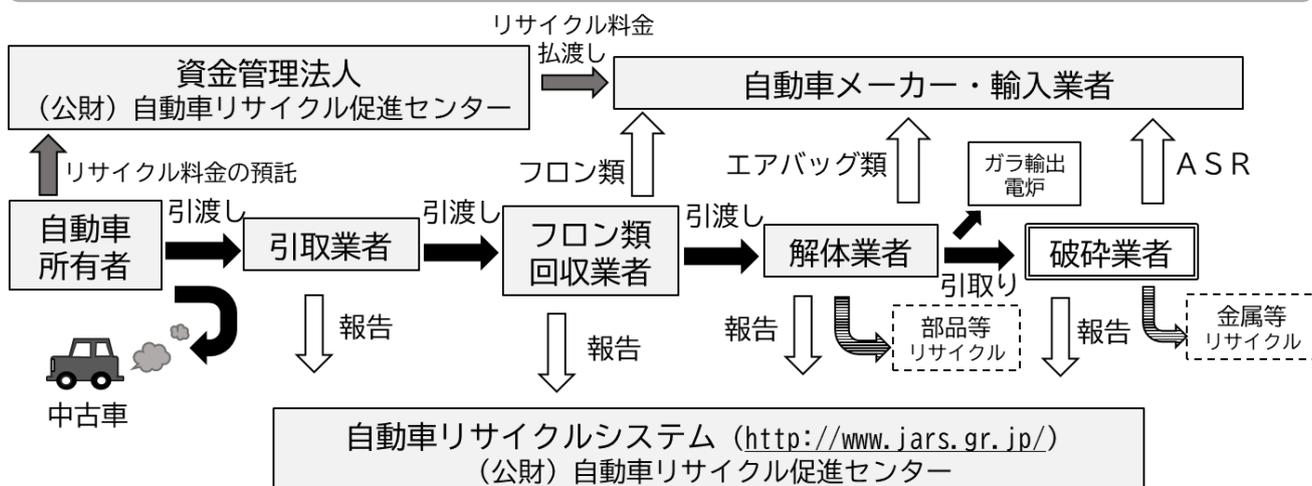


# 自動車リサイクル法 破砕業を行うにあたって

## 自動車リサイクル法の流れ



## 解体自動車の破砕を行うにあたって

### 1 破砕業の許可

解体自動車の破砕又は破砕前処理(プレス・せん断)を行うには、沖縄県知事\*の許可が必要です。許可の有効期間は5年間となりますので、5年ごとに更新を行う必要があります。

\* 那覇市内に事業所を設置する場合は、那覇市長への許可が必要

### 2 自動車リサイクルシステムへの登録

破砕業の許可を受けた後は、必ず自動車リサイクルシステムへの事業者登録を行ってください。システムへの登録を行わない場合、引取・引渡等の移動報告(電子マニフェストの使用)が行えず、実質的に業を行う事ができません。

更新申請の場合は、期限満了日までに自動車リサイクルシステム上で、更新操作を行う必要があります。手続きを行わずに満了日を過ぎると、移動報告が行えなくなります。

〈自動車リサイクルシステムお問い合わせ先〉

TEL:050-3786-7755 <http://www.jars.gr.jp/>

### 3 破砕業者の主な役割

#### 【引取り】

解体業者又は破砕前処理業者から解体自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取る義務があります。

#### 【再資源化基準に従った破砕前処理(圧縮・せん断)の実施・引渡し】

解体自動車の破砕前処理(圧縮・せん断)を行うときは、異物を混入しないようにしなければなりません。また、破砕前処理(圧縮・せん断)を行った解体自動車は、破砕業者又は解体自動車全部利用者へ引き渡さなければなりません。

# 自動車リサイクル法 破砕業を行うにあたって

## 【再資源化基準に従った破砕の実施・引渡し】

解体自動車の破砕を行うときは、有用な金属を分離・回収し、破砕残渣(シュレッダーダスト)に異物が混入しないようにしなければなりません。また、破砕残渣(シュレッダーダスト)は自動車製造業者等に引き渡さなければなりません。

## 【報告】

自動車リサイクルシステムにより移動報告(引取報告、引渡報告)を行わなければなりません。

- ・解体自動車の引取報告(引き取った日から3日以内)
- ・破砕前処理後の解体自動車の引渡報告(引き渡した日から3日以内)
- ・破砕残渣(シュレッダーダスト)の引渡報告(引き渡した日から3日以内)

## 標識の掲示

事業所ごとの見やすい場所に、次の事項を記載した標識を掲示しなければなりません。

- ① 破砕業者であることを示す内容
- ② 破砕業者の氏名又は名称
- ③ 事業の範囲
- ④ 破砕業者の許可番号

記載例

自動車リサイクル法に基づく許可事業者	
根拠法令	使用済自動車の再資源化等に関する法律 第67条
許可番号	
許可の種類	破砕業者(圧縮、せん断、破砕)
事業者名称	〇〇自動車株式会社 ( 連絡先 )

20 cm×20 cm以上

## 許可後の変更について

以下の事項に変更があったときは、変更の日から 30 日以内に管轄の保健所に変更届を提出しなければなりません。

- ① 氏名(名称又は代表者氏名)又は住所
- ② 事業所の名称又は所在地
- ③ 役員、使用人
- ④ 未成年者の法定代理人
- ⑤ 事業の用に供する施設の概要
- ⑥ 標準作業書の記載事項
- ⑦ 解体業、破砕業、産業廃棄物処理業の許可状況
- ⑧ 株主又は出資者
- ⑨ 廃棄物処理法第 15 条の施設許可

★事業の範囲(破砕前処理、破砕)の変更は、変更許可申請を行い、変更許可を受ける必要があります。